

産業廃棄物処理施設の維持管理計画

事業所名:ダイトーケミックス株式会社 静岡工場

1. 排ガス濃度(酸素濃度12%換算)に関する事項

1) 1号焼却炉(液中燃焼方式)

測定項目	法基準値	条例／協定	管理計画値	測定頻度に関する事項
一酸化炭素	—	なし	なし	2回／年測定
ダイオキシン類	10以下	法定値	左に同じ	1回／3ヶ月測定
硫黄酸化物(SO _x)	4.42以下	2.52以下	左に同じ	2回／年測定
はいじん	0.50以下	法定値	左に同じ	2回／年測定
塩化水素	700以下	法定値	左に同じ	2回／年測定
窒素酸化物(NO _x)	250以下	法定値	左に同じ	2回／年測定

2) 2号焼却炉(液中燃焼方式)

測定項目	法基準値	条例／協定	管理計画値	測定頻度に関する事項
一酸化炭素	—	なし	なし	2回／年測定
ダイオキシン類	5以下	法定値	左に同じ	1回／3ヶ月測定
硫黄酸化物(SO _x)	10.2以下	5.81以下	左に同じ	2回／年測定
はいじん	0.25以下	法定値	左に同じ	2回／年測定
塩化水素	700以下	法定値	左に同じ	2回／年測定
窒素酸化物(NO _x)	250以下	法定値	左に同じ	2回／年測定

一酸化炭素 : 平成13年10月19日環境省告示(環廃対441号、環廃産460号)にて、維持管理の指標として一酸化炭素を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

ダイオキシン類 : ng-TEQ/m³N

硫黄酸化物 : m³N/h

はいじん : g/m³N

塩化水素 : mg/m³N

窒素酸化物 : cm³/m³N (ppm)

2. 施設の技術上の基準に関する事項

管理項目	法基準値(℃)	管理計画値
燃焼室の燃焼ガスの温度	800 以上	法定値
集じん器に流入する燃焼ガスの温度	200 以下	法定値

以上